

「第三次宮城県長期総合計画
にみる将来の観光ネットワー
ク図」【S61 - 334】



第三次宮城県長期総合計画「21世紀への
飛翔 新しいふるさとづくり」

【行政資料】

公文書レポート
宮城県における
新幹線建設と
新駅の誘致
資料紹介
異色の公文書
—前進座に関する資料—

知っ得！情報

昭和60年（1985）、宮城県は15年後に新たな世紀である21世紀を迎えるにあたって、4つの主要課題を解決すべく、長期総合計画を策定しました。「国内、世界との交流の活発化を目指した整備」として東北新幹線とその新駅の整備も計画に盛り込まれました。

また、「高速交通体系の整備」に合わせて広域的な観光拠点づくり、各観光拠点を結ぶルートの整備も盛り込まれました。左上はそれに関連させたイメージ図になります。

【 】は、当館所蔵資料の整理番号を表しています。

宮城県における新幹線建設と新駅の誘致

公文書等専門調査員 熊坂 大佑

昭和 57 年（1982）6 月、東北新幹線の大宮駅から盛岡駅までの区間が暫定的に開業し、宮城県にも新幹線がやってくるようになりました。その後、平成 3 年（1991）6 月までに東京駅へと延伸されて都心との直接のアクセスが可能となり、平成 22 年（2010）3 月に東京駅から新青森駅間の全線が開通しました。つまり、東北新幹線は、今年（令和 4 年）6 月で暫定開業から 40 年という節目の年を迎えるのです。ここでは、新幹線の建設、新駅の誘致などに関する資料をみていきます。

1 「東北新幹線計画」の始動

昭和 39 年（1964）10 月 10 日に開会した東京オリンピックからさかのぼること 9 日前、日本のみならず世界初の高速鉄道、東海道新幹線がこの年の 10 月 1 日に開業しました。日本は、明治の鉄道導入以来、軌道（レール）の幅、すなわち軌間 1067mm と狭かったため、敷設に関する経済効率はよかったものの列車の高速走行を困難にさせていました。これに対して新幹線は、軌間 1435mm と広く、なおかつ、線路を盛土の上に設けるなどして侵入を防ぐなど安全面からも鉄道の高速走行を可能にしました。新幹線開業後は東京駅・新大阪駅間の移動時間が約 7 時間から約 4 時間と大幅な時間短縮となり、まさに「夢の超特急」とよばれました。

路線名	起点	終点	主な経過地
東北新幹線	東京都	青森市	宇都宮市附近、仙台市附近、盛岡市
上越新幹線	東京都	新潟市	
成田新幹線	東京都	成田市	

表 1 昭和 46 年運輸省告示第 17 号（改正昭和 47 年運輸省告示第 242 号）より

成田新幹線は昭和 58 年（1983）5 月に工事停止、昭和 62 年（1987）4 月に計画が中止されました。

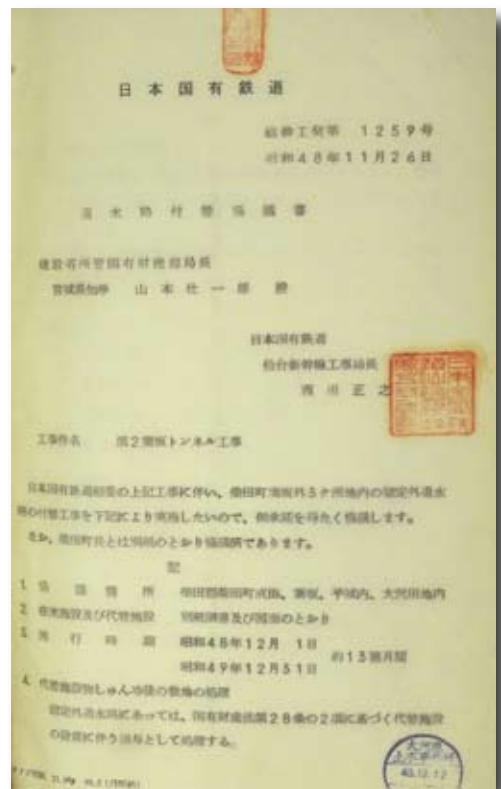


資料 1 「東北新幹線線路平面図 越河～有壁（宮城県下） 1:50,000」【S47 - 345】

それから約7年後、いよいよ東北にも「夢の超特急」を走らせる計画が始動しました。

昭和46年(1971)1月、運輸省は全国新幹線鉄道整備法第4条第1項による「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」の整備区間として、新たに3つの路線を決定し告示しました。「東北新幹線計画」の始まりです。その後、同年4月に整備計画を策定して同年11月に建設着工となりました。

「東北新幹線線路平面図 越河～有壁(宮城県下)」は、日本国有鉄道(以下、「国鉄」とします。)仙台新幹線工事が作製した宮城県内の線路建設予定を赤く示した平面図です。できる限り直線的に敷設する新幹線線路を建設しようとする、当然ながら道路、河川、山などがその支障となることがあります。資料2は、仙台新幹線工事局より、柴田町の第2葉坂トンネル(資料1の星印の部分)の建設に伴って支障となる「認定外道水路」(市町村や国などが所有する道路や河川であって、道路法や河川法などに定めがないものこと。)を付け替えるために、宮城県に提出された協議書です。

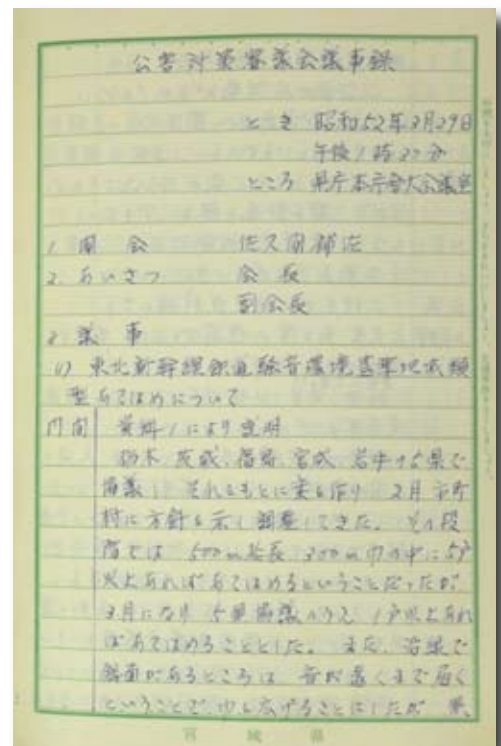


資料2 第2葉坂トンネル工事の協議書【S49-321】

2 新幹線の弊害「騒音」

日本は高度経済成長によって生活が豊かになった反面、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動といった「公害」が大きな社会問題となりました。新幹線も、長距離を短時間で移動できることでビジネスや観光といった経済活動の活性化に寄与しましたが、その一方で高速で走行することによって沿線での騒音被害が問題となっていました。

宮城県では、「公害対策審議会 公害調整課」【S51-4】によると、昭和51年(1976)11月の公害対策審議会(現在の環境審議会)で新幹線等の振動規制の改正について、翌52年(1977)3月の審議会でも新幹線の騒音環境基準を地域別にどのようにあてはめるかについて審議されています。具体的に昭和52年3月の審議会議事録をみると、沿線自治体である仙台市から都市計画の区域にかかわらずI類(「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29



資料3 昭和52年3月29日開催の公害対策審議会の議事録

【S51-4】

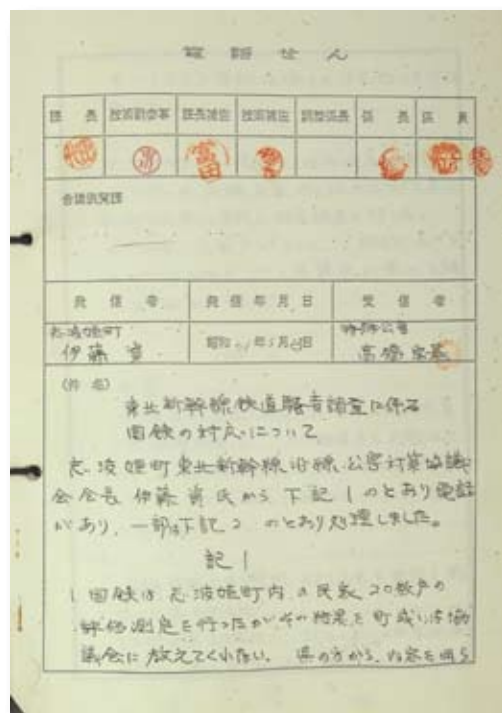
日環境庁告示第 46 号) により基準値 70 ホン以下。なお、現在は平成 4 年の計量法改正により単位がホンからデシベルに変更となりました。ホンとデシベルは同量。以下同じです。) に設定したいとの提案がありました。例えば長町は「商工業地域」としてⅡ類(同基準値 75 ホン以下。)とする県の案が決定した過程などを確認することができます。

それでは、実際の騒音状況はどのようなものだったのでしょう。「新幹線鉄道騒音関係綴」【S61 - 100】より昭和 61 年度の宮城県への調査について見てみます。昭和 61 年(1986) 10 月、県からの依頼を受けた保健環境センターが提出した報告書によれば、県が昭和 60 年度に調査し、その結果が 70 ホン以上であったが国鉄の住宅防音工事の助成対象にならなかった住宅と、新たに調査の希望があった住宅を調査した結果、4 地点で 79 デシベルを計測しました。また、工事中の新幹線鉄道で開業後 3 年以内を目途に基準を達成しなければならない 75 ホン以上の場所は 44 ポイント中 20 ポイントで、調査全体の 45.5% でした。この結果は同年 12 月 5 日開催の国鉄、宮城県、沿線自治体の職員が出席した東北新幹線鉄道騒音対策会議で配布され、それらをもとに沿線自治体と国鉄の間で協議が行われたことが議事録に記録されています。

なお、興味深いのは、国鉄側が独自の調査結果を頑なに公表しなかったことが沿線自治体の不満と不信につながり、このために沿線自治体は宮城県に対して国鉄側に公表を促すよう協力を求めたり、実際に沿線自治体の代表者が県の職員も同伴の上で仙台鉄道管理局に出向いて国鉄側に要請していたことなども、この簿冊から見えてきます。

3 新幹線新駅の誘致

宮城県新幹線建設推進本部(以下、「県建設推進本部」とします。)の要望に、古川駅から一ノ関駅の間に停車駅を誘致する「新駅の誘致」がありました。県建設推進本部とは、宮城県知事を本部長とし、新幹線の建設促進のための国や関係団体への働きかけ、沿線自治体との協議などを行っていた組織です。現在のくりこま高原駅、資料には当初案として「築館駅」または「栗原登米駅」と出てきます。一般的に「請願駅」とよばれるものです。「東北新幹線「栗原登米駅」着工具体化対策検討のための関係市町村助役会議」の資料(「東北新幹線「栗原・登米駅」関係【S61 - 76】)によれば、昭和 54 年(1979) 7 月、当時の築館町を中心とした関係自治体は「築館駅」誘致促進期成同盟会(後に東北新幹線停車駅誘致促進期成同盟会となります。)を結成しました。昭和 56 年(1981) 1 月には県建設推進本部に要望書を提出し、同年 6 月に資料に見られる「栗原登米駅」の仮称が決定しました。その後、昭和 61 年(1986) 11 月の第 3 回東北新幹線「栗原登米駅」誘致促



資料 4 環境管理課特殊公害係が昭和 61 年 5 月 23 日に志波姫町から受電した時の「電話せん」【S61 - 100】

進に伴う地元負担に係る栗原地域懇談会において地元自治体間で負担額の合意が図られ、翌2月に知事と副知事に対して協力要請の陳情が行われました。

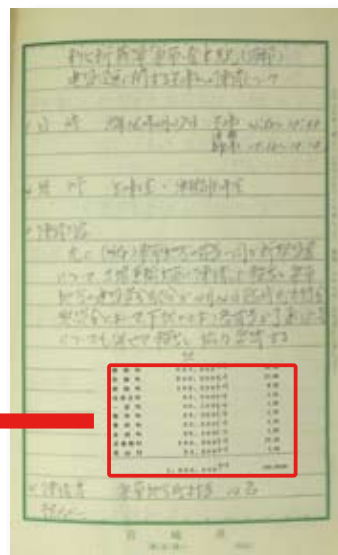
町村名	負担額	負担割合
築館町	5億4,700万円	30.40%
若柳町	5億円	27.80%
栗駒町	1億6,920万円	9.40%
高清水町	2,430万円	1.35%
一迫町	3,510万円	1.95%
瀬峰町	2,430万円	1.35%
鶯沢町 <small>うぐいすざわ</small>	2,250万円	1.25%
金成町 <small>かななり</small>	3,510万円	1.95%
志波姫町 <small>しわひめ</small>	4億2,000万円	23.30%
花山村	2,250万円	1.25%
合計	18億円	100.00%

表2 地元自治体の負担内訳

※金額表示は変更しています。

年月	出来事
昭和39年(1964)10月	東海道新幹線の開業 東京オリンピック開催
昭和46年(1971)1月	全国新幹線鉄道整備法第4条第1項による「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」の整備区間に決定
4月	法第7条第1項による整備計画を策定
11月	建設着工
昭和48年(1973)	全国5路線の整備計画を決定「整備新幹線」
昭和57年(1982)6月	東北新幹線(大宮駅・盛岡駅間)の開業
昭和60年(1985)3月	“(上野駅・大宮駅間)の開業
昭和62年(1987)4月	日本国有鉄道の分割民営化 東日本旅客鉄道(JR東日本)の発足
平成3年(1991)6月	東北・上越新幹線(上野駅・東京駅間)の開業
平成14年(2002)12月	東北新幹線(盛岡駅・八戸駅間)の開業
平成22年(2010)12月	“(八戸駅・新青森駅間)の開業
平成23年(2011)3月	E5系はやぶさ号運転開始(時速320キロ運転) 東日本大震災
平成28年(2016)3月	北海道新幹線(新青森駅・新函館北斗駅間)と直通

表3 東北新幹線に関する年表



資料5 知事と副知事に対する「東北新幹線「栗原・登米駅(仮称)建設促進に関する陳情について」

【S61 - 76】

左表は、駅舎建設と用地買収などの見込額46億円のうち、宮城県20億円、気仙沼などの周辺自治体と民間からの資本導入8億円を除く、残る18億円の地元自治体の負担額と負担割合を示します。

資料紹介

異色の公文書—前進座に関する資料—

公文書等専門調査員 熊坂 大佑

宮城県公文書館における「公文書」とは、宮城県が作成または取得した“文書”のうち、歴史的・文化的に価値を有するとした“文書”のことをいいます。“文書”であるため、その大半は文字資料になります。しかし、中にはその文書の参考として例えば施設建設の設計図などの図面（青図、青焼など）、公共工事の作業現場を記録した写真といった資料もあります。ここではそういった資料の中から、前進座に関するポスター、チケット、パンフレットといった「異色の公文書」を紹介します。

1 「前進座」とは

前進座は、昭和6年（1931）5月に歌舞伎俳優の中村翫右衛門（俳優である2代目中村梅雀の祖父）や河原崎長十郎などが設立した劇団です。元々、彼らは興行会社の松竹に所属する歌舞伎俳優でしたが、折からの不況による興行会社の一方的な人員・賃金削減の姿勢や業界の封建的な体制に不満を持ち劇団の結成に至りました。また、歌舞伎劇のみならず革新的な演劇を求めて設立に参加する者もいました。昭和7年（1932）には「仮名手本忠臣蔵」、翌8年（1933）には「勸進帳」を上演して高評価を得ました。前進座は当初から地方での公演を積極的に行い、戦後は団員を5班に分け、『ベニスの商人』、『真夏の夜の夢』、『レ・ミゼラブル』のほか、歌舞伎作品などを各地で巡業するなど精力的に活動しました。



資料1 公演のポスター

【S21 - 17】

2 前進座をめぐる事件とその資料

資料1・2・3・4は、前進座が昭和24年（1949）10月に仙台市の東北劇場で公演した『真夏の夜の夢』に関連して制作されたチケット、ポスター、パンフレットですが、これらはすべて「犯則事件関係（前進座外）」【S21 - 17】に綴られている資料です。

ここでいう「犯則事件」とは、当時あった入場税の脱税の疑いが生じた事件のこと



資料2 公演のチケット【S21 - 17】



資料3 公演のパンフレット【S21-17】

①は表紙、②は①を展開した状態のもので劇の主要なシーンを紹介したページ。

を指します。入場税とは、「事業の主催者や設備の経営者が、大衆向けの娯楽施設等を催し物の運営や一般利用に供した際に、その入場料金に応じた金額を納めていた税」（国税庁HPより）のことです。この入場税をめぐる未納、脱税行為が相次ぐなどの混乱がみられ、前進座の公演に関しても脱税の疑いが生じたことにより、宮城県の税務当局が調査を行い検察庁に告発しました。「犯則事件関係（前進座外）」【S21-17】には、このほかに主催者からの申告書、関係者や実際の観客への聴取記録といった資料が数多く綴られています。その参考となる資料として、チケット、ポスター、パンフレットが残されたものと思われます。なお、この事件は、同じ簿冊内に貼付されている「検察処分通知書」によると、翌昭和25年（1950）12月に嫌疑不十分で不起訴処分とされたようです。



資料4 公演のパンフレット内の冊子

【S21-17】

知っ得！情報

◆ 複製絵図面の公開と絵図面デジタルデータの有料頒布 ◆

● 当館では、明治期に作成された県内の村絵図を中心とする約 2,000 点の「絵図面」を所蔵しており、この貴重な資料の公開を目的にデジタル画像化による複製事業に順次取り組んでいます。このたび、亶理郡、遠田郡、登米郡、桃生郡及び牡鹿郡内の旧町村 58 地域の複製絵図面が完成しましたので、令和 4 年 4 月 1 日から一般公開いたします。



● これにより、所蔵絵図面のうちの 1,475 点の閲覧が可能になります。詳細は当館ホームページの「収蔵資料検索」から「絵図面 V」のファイルを開いてご確認ください。

● 閲覧可能な絵図面のデジタル画像データは、ご希望に応じて CD - R への焼付頒布（1 枚につき 5 点までの焼付で 40 円）も実施しておりますので、こちらも併せてご活用ください。

絵図面（桃生郡野蒜村・浅井村）

【V - 1077】

宮城県公文書館だより 第 43 号

令和 4 年（2022）3 月 31 日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒 981-3205 宮城県仙台市泉区紫山一丁目 1-1

電話 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233

E-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

